

# 精華町教育委員会会議録

平成25年（第10回）

1 開 会 平成25年10月30日(水) 午前10時00分  
閉 会 平成25年10月30日(水) 午後 0時13分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員  
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長  
村川生涯学習課長 永井総括指導主事  
土井学校教育課主幹

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第10回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回会議録について

教育部長から平成25年第9回教育委員会の会議録について説明。

**【意見等】**

・特になし。

**【採 決】**

・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 今後の地方教育行政のあり方について審議経過報告

中央教育審議会の教育制度分科会が、10月11日に出した今後の地方教育行政のあり方について、審議経過の概要を報告。

教育委員会制度の問題については、いじめ問題に端を発して、過去に何回も俎上に上がったが、また改めてどうするかということが議論にな

り、本格的に取り上げられた。

昨年の12月26日に第2次安倍内閣が発足し、年明けの1月24日に教育再生実行会議が設置され、3つの提言が出されている。2月26日に第一次提言として、当時喫緊の課題になっていたいじめ問題等への対応について、4月15日には第二次提言として、教育委員会制度のあり方について、5月28日には第三次提言として、これからの大学教育等のあり方についてである。4月15日の教育委員会制度のあり方についての提言を受けて、4月25日に文部科学大臣から中央教育審議会に今後の地方教育行政のあり方についての諮問が出され、この諮問に基づき、教育制度分科会でこのあり方についての議論が行われてきた。

そして今回、その審議経過の中間まとめとして、審議経過報告が10月11日に出された。

まず、検討の経過は、第二次提言の中で、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長との間で、責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議などの形骸化、危機管理能力の不足といった問題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする改革が提言された。

二つ目は、この審議経過報告の今後の取扱いとして、一応公表して、具体的な制度設計に向けた法制的な検討を行うと同時に関係団体へのヒアリングなどを通じて幅広く意見聴取し、答申に向けての審議を深めていく方針が示されている。

具体的には、教育長と教育委員会の権限と責任の明確化、政治的中立性、継続性・安定性の確保、首長の責任の明確化、この3つの視点から制度改正の検討を行ったが、柱としては、1つ目が、教育委員会制度のあり方について、2つ目が、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とおのこの関係のあり方、3つ目は、学校と教育行政、保護者・地域住民との関係のあり方、この3つの柱でまとめられている。

教育委員会制度のあり方については、全部で6点あるが、その中でも、まず新しい教育委員会の組織と役割ということで、教育委員会が審議すべき事項を、特に政治的中立性などの確保や、地域住民の意向の反映が必要とされる事項に限定するなどとなっている。教育委員は、一步離れた立場から教育長の事務執行をチェックすることが大事。教育委員は、

首長が議会の同意を得て任命することが考えられる。これは今と変わっていない。任期は4年で、委員の交代が一部ずつ行われる仕組み、あるいは厳格な罷免要件による身分保障という現行制度を維持することが適当であるということが意見として出された。

2つ目が、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保ということも大事だということで、そのために多様な属性を持った複数の委員による合議体が地方教育行政に関与し、個々人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みを残すことが必要であるという現行制度の維持をここでは確認されている。

次に、首長と教育長の関係では、首長の任命責任を明確にすること。この観点から、首長が議会の同意を得て教育長を直接任命することが適当である。あわせて、教育長の罷免要件を検討する必要があるということが新たに出てきている。

地方教育行政の責任者が教育長であること。この観点から、教育長は首長が任命するということになるが、その場合に一定の独立性を持った存在であるという前提に立った制度設計の検討が必要であること。首長の責任を明確化するために、重大な事案が生じた際の首長の関与のあり方について、引き続き検討が必要であるということが出された。

こういうことを踏まえて、新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性ということで、2つの案が示されている。

最も抜本的な改革案としてのA案では、教育長を首長の補助機関、教育委員会は首長の附属機関とすることである。首長は教育長の事務執行について日常的な指示は行わないが、教育委員会は、首長または教育長からの諮問を受けて答申を行うことや自ら首長または教育長に対して建議、勧告などを行う機関とする。場合によっては、首長に対しても建議、勧告を行うというような権限を持たせる。そして、教育長の事務執行に問題があるなど特別な場合には、手続を検討する必要があるが、首長は教育長に対して必要な指示を行うこととなる。その際の最終権限が教育委員会から首長に移る中で、教育の政治的中立性、あるいは継続性・安定性というものが確保できるかどうか課題として出されている。

首長の補助機関としての新しい制度のものと教育長に対して、議会の同意を必要とするが、指揮監督、任命・罷免の権限を持つ。そして、教

育長は、教育行政の責任者として事務局を指揮監督する。教育委員は、首長に対して答申なり建議、勧告を行う。これは教育長に対しても行う。こういう位置づけになっている。

B案は、政治的中立性、安定性の確保が非常に大事だということから出された案で、教育長を教育委員会の補助機関、教育委員会は性格を改めた執行機関になっている。今の制度がベースになっている。新しい形の教育委員が、教育委員会の補助機関としての教育長を指揮監督する。首長は、新しい教育長を任命・罷免、議会の同意を得て行う。そして、教育行政の責任者としての教育長が事務局を指揮監督する。

安定性、中立性の確保が課題であることから、それに対して応えていこうとするもので、教育長と教育委員会の責任体制を明確化し、教育長の事務執行について日常的な指示を教育委員会は行なわず、教育委員会は、方針などの限られた事項について審議決定を行うとともに、教育長の事務執行をチェックする機関とする。事務執行に問題があるなど必要な場合には、教育委員会が教育長に対して必要な指示を行う。また、首長も教育長に対して調査または勧告といった一定の関与はできるようにすることも考えられるものとなっている。このことにより、政治的中立性等は確保されるが、現行制度を基盤とした改革であり、現状との違いを明確にする必要があるという観点から考えると改革の違いが見えないなどの課題があるという認識である。

A案、B案が示され、今後いろいろな団体の意見なども聞きながらまとめられていくということだが、先日の研修会ではA案が有力のような見通しが出されていた。

首長と教育行政部局との事務の分担の問題で、政治的中立性や継続性・安定性の確保ということから考えると、学校教育や社会教育というものは教育行政部局が担当するものとして現状のまま置いておくべきだが、それ以外の文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、現行制度では教育に関する事務の中にあるが、首長から独立して執行する必要があるかどうかを明確にする観点から引き続き検討する俎上に乗せる必要がある。

文化財保護の関係で、新しい制度での教育委員会、教育長の位置づけを踏まえて、地方文化財保護審議会と教育委員会の関係、それから文化

財保護における教育委員会の役割は何かという観点からも整理する必要がある。

今までの流れの中で、文化行政、社会教育、文化財保護行政も教育委員会の事務になぜ位置づけられているのかという議論が出てきて、現状首長部局に移していったという事例もあるため、その辺を踏まえた議論だと思う。

後は教育行政関係者の資質能力ということで、教育長の研修もだが、行政部局の体制強化で、教育委員会の中に教育職と行政職が入っており、両方の資質向上の必要性が問われている。

2つ目は、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とおのおのの関係のあり方ということで、公教育における国の最終的な責任の果たし方、県費負担教職員の人事権、給与負担のあり方、そして3つ目が、教育現場の士気を高める方策、4つ目が、第三者評価のあり方、この4点に分けている。

そのうち、最終的には国がしっかりと公教育の責任を果たせるようにするということが必要だということで、その権限を明確にするための方策の検討が必要だということになっている。特にこの内容は、今後、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利など、この間のいじめ問題がかなり色濃く投影されているのではないかと推測する。

それから、人事については、地方分権の流れの中で、市町村のほうに人事権を渡すべきだと大きい自治体から、特に中核市から出ているが、実際そのことを実施すると、小さな自治体ほど人事がうまくいかないという問題が出てきて、さらに給与負担の問題を重ねていくと、例えば国から給与負担に見合う経費が仮に交付されたとしても、交付金として入った場合、財政力の弱い自治体ではどうしても教員のほうに金が回っていかないという問題がある。また、仮に一定水準の給料を町単費で教員に支給していかうとすると、役場職員との給与の条件が不均衡になってくるという問題も出てくる。そういうことを加味してダウンしていくと、今度は優秀な人材が集められるかどうかという問題がおこり、町村教育長会としては、今の制度をなぜ変えるのかという抵抗をしている側面もある。しかし、大きな自治体からすれば、十分財政力もあり、それだけの人事交流もできるとなると、人事権を渡すことが地方分権だと主張す

る自治体もあり、常々課題となっている。市町村に移譲することについて、いろいろな理解を得ながら実施するという一定の方向性が主張されていると感じる。

学校の校長のリーダーシップのもとでの自主的、自立的な学校運営ということもある。

3点目としては、学校と教育行政、保護者・地域住民との関係のあり方ということで、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部といった事業をもっと今後も進めていくことが必要だということがいわれている。

このような柱で審議経過報告が出されたが、その後の動きについて、府教委に問い合わせたが、情報はなかった。

#### 【委員の意見等】

・急激に動いているように思う。A案、B案とあるが、教育委員会そのものが、最終的にいろいろな地域で起こったことに対する責任のとり方について曖昧なところがあることから、制度改正が出ているように思う。しかし、全国的には多くの自治体が現行制度でうまくいっており、一部の自治体に振り回されているように思う。きちり整理をして行うべきことで、急ぎすぎて、権限の強化だけを行っているように見える。学校現場をいろいろな面で後押しするのが本筋なのに本末転倒のような形で動いているように思う。（伊藤委員長）

・3期目に入っているが、最初のころと違い今は、精華町の教育行政について、全国や京都府の情報も聞きながら、また勉強する機会も得て、合議制で決めている。委員みんなが思っている意見を言いながら現行制度でできていると思う。（伊藤委員長）

・あのような記事が新聞等に出ると、まるで日本全国津々浦々に至る教育委員会がみんな同じような対応をしていると誤解されることがいっぱいある。絶対そんなことないと思っている。（伊藤委員長）

・今回の改革は、最後は市民の生命と財産を守る立場として首長が問題の解決をどう図るかの考え方だと思う。選挙で市民の支持を得て当選した方が、それだけの責任を持って行政に当たっていく必要

があると思う。

しかし、政治的中立性という部分で、非常に難しいところがある。

ある程度教育委員会は、一定の独立性は必要と思う。資料にも書いてあるが、建議、答申、勧告はあってもいいのではないか。そのため、教育委員もかなり研修しておかないといけない。A案・B案そして折衷案でもいいかなと思うが、A案は、ちょっと強過ぎて、B案は、現行どおりで体質が余り変わりがしない。折衷案が出たとしても、トップとしての自覚と、教育委員会のあり方も守るべきところは守るということは必要と思う。（中谷委員）

・5人の委員の中で委員長がいて、教育長はまた別にいる。こういう組織で、あとはいろいろな分野の代表のように、違う分野の方から選出されているという仕組みが一つに偏らないものの仕組みなのだというふうに理解している。ディスカッションの中でやっていく、一つに偏らないための委員会ということが、政治にとらわれない一つのやり方であって、子供主体で考えられたものであるのだというふうに理解している。

自分の役割は、地域住民の方の声をいかに多く拾っていくか、それを反映させていくかということではないかと思っている。問題がない限り、現行のやり方はすごくいいと思っている。

ただ、命にかかわるような大きな問題があったときに、その動き方が問題になって、こういうことが出てきたのだと思う。何があるかわからない時代だから、それに備えて、あってはいけないことだが、それを防ぐのが教育委員会の仕事であり、もし何かあったときの責任の所在や対処の仕方をきちんとつくっていかないといけないというのが、今回の教訓だったのではないかと思う。（蓑毛委員）

・新しい案になると、教育長との意見交換がやりやすくなるのかやりにくくなるのかどうか。教育の専門家でない首長が、指揮監督というのを振りかざされるのは余り良いことではないと思う。（細川委員）

・国としてはこういうシステムをつくりたいのだろうけれども、実際に現場で生々しいいろいろなことが起こっているときに、こういう組織的なものはこれでいきますというわけにはいかないと思うこ

とはいっぱいある。

大津や大阪の事件などを見ている、ごく一部で最終的な結論を出して処理し、他の委員には報告されていない。多分こういう協議の場で審議をしていない。別室で、このことについてはどうしているかという形でやっていった結果だと思う。

精華町も何が起こるか分からない。子供が事故に巻き込まれたり、いじめで苦しんで自殺することもあるかもしれない。いろいろな問題を抱えて日々過ごしている。起こったときに、起こったことは事実として、最終的には我々は何を大事にすべきかという、被害に遭った子供と加害者、それから学校全体が、矢面に立って、糾弾されないようにフォローする体制、全て報告すればいいのかもしれないが、いろいろな状況によっては配慮していかなければならないこともある。そこを特定の人だけで勝手にするのではなく、合議制の中で話をして決定する。みんなが共通のものを持って、例えば首長が何か言ってきたら、委員会としてはこういう方向を出しましたので受け止めてもらうように言えるような体制であってほしいと思っている。

首長を守る、教育長を守る、教育委員会を守るためではなく、中心は子供たち、学校、保護者で、そういった事件とか事故が起こった背景といったものを、一番教育的な形で解決できるような体制づくりをして、それが隠蔽ととられても、委員自らにとって都合の良いように隠蔽しているのではなければ、たとえ責められても耐えられると私は思っている。

教育が子どもの成長にすごく反映されるので、政治と分けて別機関で行っていると思う。首長の権限が強くなれば怖い一面もあると感じる。（蓑毛委員）

・一番難しいのは中立性だと思う。いろいろな立場もあるので、いろいろな考え方が広く、深くなれば、いろいろな主義主張も出てくる。中立性をもって精華町、精華町民の教育のためにするというのが基本になる。いろいろなことを話し合い、中立性を保ちながら決断して実行するのが教育委員会だと思う。委員会の人数が何人が適当なのかという議論にもなるかもしれないが、中立性を守る立場を

貫くことは大事だと思う。（中谷委員）

### 【事務局】

・ A案、B案と具体的な案まで出ているので、この案を基に話ししていくことになる。基本的に考えて、例えば教育委員長と教育長、教育委員会と教育長との関係が定かでないという話になるが、今の精華町の教育委員会規則では、教育委員会が全部責任を持つことになるが、例えば、教育長に委任する事項ははっきり規定されている。

教育委員会規則は、各自治体で規則を設けているので、それが住民、あるいは国民にわかりにくいということなら、法律できちっと根拠づけたらいいだけで、何も曖昧なことはないと思う。制度に問題があるのか、運用に問題があるのかということをもう少し綿密に検証していく必要があると思っている。そういうことについての議論が十分されたとは受け取っていない。（教育長）

・ 今回の委員会制度の議論の発端になったのは、大津のいじめ事象だと思う。あれだけの社会問題になりながら、事務局である教育委員会、教育長等が非常に後ろ向きというか、なかなか情報を出さないという問題があった。そういう意味で、教育委員長はどういう位置づけになっているのかということが出てきたと思う。大津市であれだけの問題が起こりながら、首長は物を言う機会がないというのはおかしいのではないかとということが発端で、こういう議論になっていると思う。

過去にも、いじめ問題と教育委員会制度の論議は出てきているが、今回はそれがかなり顕在化したと思っている。（教育長）

・ 教育委員会改革を多くの方が努力しているが、まだまだ教育委員会というものを、名誉職的なことと考えている方もおり、実質的な審議を結局せずに決まっている。（教育長）

・ 教育委員会制度への批判は全く当たっていないということはないと思う。（教育長）

・ いろいろな問題が起こったときに、教育の世界、教員の世界としての一つの筋というのがあると思う。それが選挙で選ばれた首長が、非常に特異な教育観を持っていろいろ言われていくと、教育長とし

て、この一線でやっぱり譲れないという問題が出てくることはあると思う。そういうときに、現在の制度では独立性をもって、教育のスキームに沿った処理をしていけるということが制度的に保障されているが、余り首長の権限を強くしてしまうと、そのあたりがどうなるかという心配があると思う。（教育長）

・どんな制度をとられるにしても、最後は運用の問題になる。首長との信頼関係も含めて、A案でも、B案でも、学校を一番基本に置いて、それをしっかり支えていくという中で、いろいろな制度を動かしていくという考え方をとらないといけない。（教育長）

#### （４）教育部からの報告

##### ア 教育部長

###### ① 平成２６年度予算編成について

町の平成２６年度予算編成方針は、財政状況は厳しい状況であり、個人・法人税が減少し、財政調整基金等を活用しながら進めているというのが現状である。

その中で、精華町第５次総合計画ができ、第１期の実施計画で、主として投資的経費を、向こう５年間、今年を含め６年間試算したところ約１９６億円という金額となっている。この中には、精華中学校、消防庁舎建替え等も入っているが、基金を取り崩しながらやっていくということ。公共事業を行う場合には、国の補助金、借金である地方債の発行、それと税金からなる一般会計からの投入。この３つから成り立っているが、補助金が思うように獲得できない中で、地方債はいつか返さなければならない。そのために教育、特に精華中学校等教育に関するものについては、従来から基金を積んでいるが、その基金を投入して建物を建てていかなければ、公共事業はやっていけないという状況となっている。

その基金が精華町全体で３０億を切り、平成３年以来で、２２年振りに基金のボーダーラインを下回ってきた状況となっている。

２６年度の事業では、精華中学校、消防庁舎の耐震化を実施するので、さらに基金残高は大きく減る状況であり、平成２６年度の補正予算や２７年度の一般予算編成に支障を来すような状況にな

っている。

扶助費についても、教育委員会でも就学援助費等があるが、福祉課を中心に増加の一途をたどっており、扶助費の占める割合も一般会計の中で大きくなってきたという財政状況がある。

収入は、京阪奈を中心に工業団地的なものが来ているが、まだまだその効果が出ていない。学研地域は研究施設が主なため、そこでの収入があるというわけではないので、固定資産税プラス法人税等でも伸び悩んでいるという状況。

その中で、選択と集中でやっていかなければならないという状況で、まず収入ありきで、財源は自ら捻出していかなければならない状況となっている。

25年度は115億の予算編成だったが、平成26年度は130億ということで、これは主として精華中学校の建て替え、消防庁舎の建て替えが出てくる。あとの教育課題としては、教育環境を整備するためのクーラー、中学校給食等いろいろあるが、先に延ばさざるを得ないという状況である。

そういう中で、26年度予算編成に取り組んでいくが、消費税が4月から8%に上がるということで、今現在、補正予算でも出していくが、経常的な経費の中の光熱水費等でも今後どうなっていくかという問題がある。26年度予算編成でどれだけ教育予算が確保できるかわからないが、必要な教育予算を確保していきたいと考えている。

## ② 閉会中の総務教育委員会について

閉会中の総務教育常任委員会が、11月15日午後に開催予定。案件は、中学校給食で、総務教育常任委員会では中学校給食は引き続き継続審査になっている。

先般、総務教育常任委員会の議員が群馬県高崎市へ視察研修に行かれた。そこはセンター方式を自校方式に変えようという動きが出ている市で、高崎市は精華町よりも広く、相楽郡ぐらいの大きなところで、センターから1時間ほどかけないとその学校へ行けないという状況の市のように、その研修の話も出ると思う。

## ③ 議会報告会の状況について

先般、精華南中学校と役場交流ホール、むくのきセンターの3カ所で議会報告会があった。議会議員の方が住民の方に議会での審議状況等を報告された。3カ所の中で給食の話は、精華南中学校会場で早くしてほしいということがかなり出たらしい。むくのきセンター会場では、給食も大事だが教育環境の整備ということでクーラー設置が大事だという意見があった。20名前後の参加者なので、それが即住民の意見という感じではないが、そういう状況だったと聞いている。報告会の議事録等はまだなので、聞いている内容を報告。

④ 町長との懇談会について

1月22日金曜日午後3時30分から5時半の2時間を予定。

⑤ 自然災害等初動期対応について

従来は、警戒本部、警戒本部第2号、対策本部という形で対応してきたが、近年、精華町でも出たが、特別警報、土砂災害情報でレベル1からレベル3というのが発令されている。

先般の台風でも、警報は出たが、土砂災害情報は出されていない。これは伊豆大島で土砂災害情報が出て、町長が不在ということもあり、レベルが出ているのに避難指示が出されなかったということで、行政の不手際という感じでの報道もあり、動員体制等の対応を変更した。特に特別警報が発令されたときは、2号配備、管理職全員と動員体制をとり、その発令を周知広報しながら、その警戒に当たっていくということ。

それから、土砂災害情報が発令された場合、レベル1からレベル3があるが、本町内には対象地域が9地域、9自治会ある。そして、一時避難対象世帯数が363世帯、1,094人が対象となっている。このレベル1が出た場合、これは避難準備情報といい、危険であるということで、避難の準備をしていくレベルだが、一時的には各集会所への避難があるが、広域である各小・中学校も避難場所になり得るので、その開設準備をするということで、今まで各学校の管理職等については、警戒本部2号が出た時点で学校へ待機させたが、今後はレベル1から学校待機、避難所開設準備を行う。これについては、来週に校長会を予定しており、もう少し詳しい、

内容等を詰めていきたいと考えている。

レベル2になると避難勧告ということで、災害の危険性があるということで勧告し、自主避難を呼びかけていく。

レベル3になると避難指示。災害が起きる、起きているということで、避難を指示するというように、動員体制に変わり、直接教育委員へは連動しないものの、各学校等に影響することから、いろいろな点で協力をお願いするときが出てくるのが予想されるので、情報提供をしておく。

## イ 学校教育課長

### ① 中学校給食実施検討委員会について

10月17日に第4回目の検討委員会を開催。これまでの検討委員会の総括で、学校現場でいろいろ考えられる課題、授業時間やクラブ活動の時間確保の問題、生徒指導上の課題、給食自体の課題、アレルギー対策等の健康安全上の課題、衛生管理や施設設備上の課題、給食費の収納や滞納者対応、その他の対応策、給食実施までの補完施策など、一通りの課題整理を行い、第4回目の検討委員会で、もう一度先生方に確認してもらい、補足意見等を出していただいた。

課題整理をしたので、今後、4回までの委員会の内容を整理して、昨年度立ち上げた食のあり方懇談会を開催し、中学校給食実施検討委員会の検討内容を報告し、懇談会からも意見をいただき、今後の給食実施に向けての参考にしていきたいと考えている。

### ② 「精華町安全・安心まちづくり会議」平成25年度第2回定例会について

今年の1月30日に精華町と木津警察署が、精華町における安全・安心なまちづくりを推進するために協定を締結。この締結を受けて、年に2回程度、年度初めの4月と、下半期に向けて10月ぐらいをめぐりに定例会を開催していこうというもので、今回2回目の定例会を開催した。

町と木津署が情報交換することにより、連携、協働して、本町の特성에応じた犯罪の抑止、防災意識や交通安全意識の向上につな

げていこうというものである。

第2回目では、学校教育課に係る内容としては、地域安全対策の中の地域見守り箱の効果的運用として、各学校の、保育所も含めてだが、校門入口のところに地域見守り箱を設置、地域の見守りの方や、警察の方が、巡回していただいた時にそこにサインし、特に「異常がない」や、何か気づいたことを書いて、その情報を共有することにより、今後の防犯に努めていくというもので、犯罪抑止という部分で一定効果があり、引き続き効果的な運用に努めていきたいという意見を出した。

中学校生徒に対するアンケートでは、先般、精華中学校と精華南中学校の全生徒に対して、自転車の盗難に対するアンケートを木津警察署に実施していただいた。精華西中学校は、以前に実施している。

このアンケートは、自転車盗がかなり増えているということで、生徒に、自転車を置いて離れる時には必ずロックをかける。そのロックについても、できたら二重ロックで安全を確保してほしいということで、そういったアンケートであった。このアンケートにより、いま一度生徒自身についても防犯意識の向上が図れて、自分の自転車を自分で守るという意識づけもできたのではないかと考えている。

少年非行対策については、精華町、木津川市、奈良市、相楽東部広域連合も含めて、各教育委員会と木津警察署、奈良警察署、奈良西警察署により、広域、府県をまたぎ広域的な情報、連携をとっていくこととした。特に高の原イオン等ができた関係で、それぞれ市町の生徒たちが混在することから、府県をまたがって防犯の対策を講じていくため、情報共有をしていこうという取組。どの市町においても、良い取組ということで、生徒指導上も必要になってくることから、情報共有を図っていくため、12月17日に第1回目の顔合わせをする予定で今現在準備をしていただいている。

交通安全対策の関係については、自転車免許制度への取り組みについて、従来から小学校に警察署から来てもらい、出前の交通安

全教室を実施していただいている。特に小学生の自転車のマナーや乗り方、安全な通行という部分についての安全教育の内容になっている。これを受講した児童については、免許を渡して受講済みというような形になっており、今現在、小学校4年を中心に各小学校で取り組んでいる。

まだ全学校5校で取り組むところまでは至っていないので、今後未実施校についても、新年度になるかもしれないが取り組んでいけるよう指導していく。木津署からも協力の意向をもらっているので、活用させていただきたいと返事をした。

### ③ 精華町通学路の交通安全対策会議について

昨年の亀岡市、先般の八幡市の事故を受けて、10月11日に関係機関を含めて第4回目の対策会議を開催、情報共有を図った。道路管理者からは、各学校から上がってきた課題箇所のハード的な整備を一定終了したことの報告があった。八幡市の事故の例から、いくら道路の形態の整備ができて、悪質ドライバー、無謀な運転をする人たちがなくならなければ事故も減らないということで、木津警察署では悪質ドライバーの取り締まりを重点的に行う報告があり、情報等あれば情報提供してほしいということも付け加えられた。

教育委員会でも、引き続き各学校に、児童生徒への安全指導や安全教育の徹底を図っていただくよう再度依頼した。

教育委員会としては、子供たちが、自分の命は自分で守る力をつけていく教育については繰り返し必要である意識を持っている。

### ④ 精華南中学校コンピュータ機器の購入について

精華南中学校のコンピュータ機器の購入に係る入札準備を行っており、12月議会に契約案件を提案する予定。昨日と今日の2日で参加業者の希望業者の受付をしている。昨日時点で町内業者2社、町外業者2社の4社が応募しており、本日4時まで受付している。入札の予定は11月15日。生徒用のコンピュータ40台等を購入する予定。

### ⑤ 精華中学校第4回収穫祭について

精華中学校の第4回収穫祭が11月2日に実施。

## ウ 総括指導主事

### ① いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法の中で、国がいじめ防止等のための基本的な方針を策定すると定められており、それに基づいて定められた。

国によるいじめ防止の基本的な方針の概要により説明。

第1として、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、第2として、いじめ防止等のための対策の内容、第3として、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項の3つのことを方針に盛りこむことから、大きな3部構成になっている。

この中で、第2の2番、いじめ防止等のための地方公共団体が実施すべき施策で、まず国はいじめ防止の基本的方針を出さなければならないと規定している。地方公共団体では国の基本方針を受けて地域基本方針の策定ということが掲げてあり、区や市町村は、地域基本方針を定めることが望ましいと規定されている。

2つ目で、いじめ問題対策連絡協議会の設置として、いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましいとされている。

3つ目で、教育委員会の附属機関の設置として、地域の実情に応じ附属機関を設置することが望ましいとされ、この附属機関については専門的な知識や経験を有する第三者等の参加を図り、それによって公平性、中立性が確保されるように努めることが必要と記述されている。

4つ目で、地方公共団体が実施すべき施策の項目で、地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策と記述されている。

学校では何をするのかについて、3番に、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策として記述されている。

1つ目として、自らの学校におけるいじめ防止基本方針の策定として、自らの学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向、取り組みの内容を定めるということになっている。

2つ目で、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織で、学

校におけるいじめ防止、早期発見、対処等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置き、いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに、全て当該組織に報告、相談し、当該組織を中核として組織で対応できるようにすることとなっている。

3つ目として、学校ではいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置について記述されている。

4番目で、重大事態への対処があり、重大事態が起こったときの対応について記述されている。重大事態についての説明としては、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、児童生徒が自殺を企図した場合、これは重大事態であるとしている。また、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。つまり、いじめが原因で不登校になっている。それが目安として年間30日となっている。

さらに児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。学校としては重大事態ではないと判断した場合でも、児童生徒や保護者がこれは重大事態であると申し立てた場合には、重大事態として扱っていくべきであると書かれている。

そのような重大事態が起こったときにはどうしていくかということで、まず学校の設置者または学校で調査を行う。その調査を行うための組織について書かれている。この組織は、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性、中立性を確保するようにしなければならない、学校の設置者が調査の主体となる場合には、附属機関を調査組織とすることが望ましい。そのためにはこの附属機関は平時からの設置が望ましいとされている。学校が主体となる場合については、いじめ防止等の対策のための組織を母体として、事態の性質に応じて専門家などを加えるという方法も考えられるということで、調査の組織については規定されている。

それから、事実関係を明確にするための調査の実施について書かれている。アは、いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合、

イは、不可能な場合についての基本的な考え方を示してある。

次が、調査結果の提供及び報告ということで、組織的に調査をした結果をどのように取り扱っていくかということについて、いじめを受けた児童生徒、その保護者に対する情報を適切に提供する責任があると書いている。

調査結果の報告については、希望に応じて、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者の所見を調査結果の報告に添えると書かれている。

そして、地方公共団体の長等の再調査及び措置ということで、学校、あるいは設置者が行った調査を保護者に報告したが、まだ不十分であるといった場合に再調査が行われるということであり、その再調査についても、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性、中立性を確保するように努めることや、情報を適切に提供するということが記述されている。

この再調査の結果を踏まえて必要な措置を講ずるということになっており、保護者が納得しないときにはもう一回再調査をして、さらに納得が得られるようなことをしていくというように読み取れる。

そして、第3、その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項ということで、国は、この基本方針を3年を目途として見直しを検討し、考えていくということとなっている。

以上が概要で、それぞれの機関でどんなことをしなければいけないか、またはするよう努めなければいけないかということが一覧表にまとめられている。

## ② 駅伝大会について

山城地方中学校駅伝競走大会の結果報告、男子は精華中学校が総合8位、精華西中学校が14位、精華南中学校は28位となり、この結果、残念ながら京都府の大会に行ける学校はなかった。

女子は、精華西中学校が9位、精華南中学校11位、精華中学校が19位という結果で、女子も京都府の大会に行けなかった。

小学校の駅伝大会は、11月16日に不動川公園で相楽地方小学校体育連盟駅伝大会が開催。精華町からは全ての学校が参加予定。学校により2チーム参加もある。

相楽地方の駅伝大会の結果を受けて、やましろ未来っ子小学校EKIDENへの参加となるが、相楽地方の大会で7位までに入った学校は参加することができる。同じ小学校で2チームが7位までに入った場合は、8位のところが繰り上げで参加できるということになる。市町村で参加するチームがなかった場合は、推薦枠で参加できるシステムになっている。

このやましろ未来っ子小学校駅伝は、12月7日の予定。

### ③ 生徒指導の状況について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

## エ 生涯学習課長

### ① 青少年健全育成標語入賞作品の決定について

今年も青少年健全育成協議会の事業として標語の募集を、小学校5年生から中学校3年生まで対象に行い、去る10月4日に選考した結果、小学生の部の最優秀賞は、精華台小学校6年の丸井楓さんに、中学生の部の最優秀賞は、精華西中学校2年の中田晴陽さんにそれぞれ決定した。今後、のぼり旗にこの標語を印刷したり、啓発用のティッシュを作成したりして、啓発活動に活かしていきたい。

### ② 第11回精華町子ども祭りの実施概要について

本年度は、オープニングイベントの時間短縮や体験コーナーを充実させるため、カレーライスの提供を中止するなどし、全体としても時間を9時から12時半までの、実質1時間短縮という形で実施した。このことに加えて、当日朝、雨模様ということでフリーマーケットを中止したことから、来場者数について非常に心配したが、むくのきセンターの入口で例年どおりの方式でカウントを行ったところ、約2,000人という数値を得た。この人数については再入場の分も含まれるが、同様の数え方で、昨年が2,050人、一昨年在1,900人であったので、例年どおりの来場者数を得ることができたと見て

いる。

また、内容についても、実際に子供たちの体験コーナーを運営したスタッフの方々に聞いたところ、例年は11時過ぎになるとカレーコーナーへ子供たちが移動してがらんとしてしまうことが今年はなく、9時半から12時半までの3時間、非常に内容の濃い取り組みができたという声を多く聞き、成果があったと思っている。

来週、11月6日に実行委員会を開催し、子供たちからの声も確認しながら、全体としての総括を行い、次年度以降につなげていきたいと考えている。

#### (5) その他

①9月から10月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数2件、学校教育課関係は3件、生涯学習課関係が11件、うち社会教育係関係が11件、図書係は0件、体育係関係は0件。

#### (6) 教育部からの諸報告

ア 11月の行事予定について。

#### (7) 閉会

委員長が第10回教育委員会の閉会を宣言。